

松江太陽光発電所事業（仮称）に関する遵守事項

法吉地区自治会連合会（以下「甲」という。）、FS Japan Project41 合同会社（以下「乙」という。）及び松江市（以下「丙」という。）は、松江市比津町で行う太陽光発電事業（以下「事業」という。）について、甲及び乙が交わし、丙が立会人となった協定書（以下「協定書」という。）第5条に定めるところにより本書のとおり定めた遵守事項を乙が誠実に履行すべきことを確認した。

第1条 法令等の遵守

- ① 事業の実施に当たっては、関係諸法令及び条例等を遵守すること。
- ② 関係行政機関等と密接に連絡しその指導に従い、関係諸法令及び条例等に違反のないよう努めること。
- ③ 事業の着手及び完了時には、速やかに甲及び丙にその旨を文書で通知すること。
- ④ 発電事業の開始までに、甲及び丙にこの事業に係る電気事業法第42条に基づく保安規程の写しを提出すること。

第2条 生態系の保全

- ① 太陽光発電設備の設置、運営に当たっては、事業地周辺の絶滅危惧種に留意するなど、事業地内及び周辺の生態系の保全について、島根県及び松江市との開発協議に沿って十分配慮すること。
- ② 局所的に雑草が著しく繁茂しこれに対し早急に対処せねばならない場合又は害虫が大量発生し緊急に対処しなければ近隣住民に被害が発生するような場合等を除き、原則として除草剤は使用せず、農薬は十分選別して使用すること。
- ③ 樹木等の伐採及び事業地内の原形の変更は島根県及び松江市開発協議の結果に沿ったものとする。

第3条 土地の形質の保全

- ① 土地の形質変更は必要最小限にとどめること。
- ② やむを得ず不要土砂の排出をする場合は、関係法令に従って適正に処理すること。
- ③ 事業地外への土砂の流出を防ぐため、植生土のう等を用いた環境負荷の小さな方法で対応すること。

第4条 河川の水質の保全

- ① 事業地及び周辺の水路、河川、ため池及び農地の水質を汚染することのないよう、十分配慮すること。
- ② 建設工事期間中であっては定点で3か月毎に、また、当該工事終了後を含め顕著な水質の悪化が疑われる場合には水質検査を行い、その結果を甲及び丙に通知すること。

第5条 水資源の保護及び水質保全

- ① 水資源保護及び水質保全については甲と十分協議し、既存水源の水量及び水質の維持に支障がないよう水源周辺の保護を図るとともに、下流水利権者と調整すること。
- ② 事業地内の雨水はできる限り浸透させ、地下水の涵養に努めること。

第6条 災害の防止

- ① 島根県及び松江市との開発協議に沿って、事業地内に雨水の調整池を設置するなどの排水対策を行うこと。
- ② 防災施設の設置に当たっては、関係諸法令の規定による許可条件等に違反しないよう留意すること。
- ③ 落雷、洪水、台風、大雪、地震等の異常気象発生後は速やかに現地で異常がないか確認し、異常が発見された場合には早急に対応するとともに、甲及び所管行政機関に報告すること。

第7条 景観の保全

- ① 通行者、民家等から見えないように植栽やフェンス等で目隠しを行い、可能な限り目立たないようにすること。
- ② 県道松江鹿島美保関線等から望見できないよう、また通行する車両に設備の反射光が当たらないようにするため、可能な限り植栽又は不透過性のフェンス若しくはその双方を設置すること。
- ③ 眺望に配慮し、太陽光発電設備の色彩を背景と同化させることや植栽を用いる等、人工物の存在感を軽減させること。

第8条 太陽光発電設備設置工事

- ① 施工については可能な限り松江市内の事業者を起用するよう努めること。
- ② 太陽光発電設備設置工事に当たっては、不測の災害を未然に防止するため、防災設備及び道路施設が完成した後に着工すること。
- ③ 配線等はできるだけ地中化し、安全と景観の保全に十分配慮すること。
- ④ 太陽光発電設備設置工事中及び完成後において、豪雨後にはパトロールを実施し、関係住民、農地及び林地等へ被害を与えないよう必要な措置を講ずること。
- ⑤ 太陽光発電設備の設置工事中及び完成後において、進入路及び管理用道路等の危険個所に交通安全施設及び標識を設置し、安全かつ円滑な通行を確保すること。
- ⑥ 近辺の学校や保育所の児童の安全を確保するとともに、一般交通車輛等の安全を図るため、工事期間中は要所に交通誘導員を配置する等、必要な措置を講ずること。
- ⑦ 太陽光発電設備設置工事に当たっては、重機の使用や大型車両等の通行等による大気汚染、水質汚濁、騒音等を軽減するよう必要な措置を講ずること。
- ⑧ あらかじめ工事関係者に対して協定書及び本遵守事項の内容を周知徹底させ、秩序ある工事を行うよう指導すること。

- ⑨ 事業地内において埋蔵文化財等の発見があった場合には、速やかに関係機関に連絡し、その指示に従うこと。
- ⑩ 工事期間中においては、工事目的、工事期間、発電事業者名、発電事業者の連絡先、施工業者名及び施工業者の連絡先を表示すること。

第9条 太陽光発電設備の設置及び管理

- ① 低周波音を防止するため、パワーコンディショナーは家屋から可能な限り離れた場所に設置するか又は防音壁を設置すること。
- ② 著しく傾斜している場所とその周辺には太陽光発電設備を設置しないこと。
- ③ 事業地の入口に事業者名、事業者連絡先、保守管理者（電気主任技術者）名及び緊急連絡先を表示すること。
- ④ 設備の保守及び管理の体制については、毎年度当初及び変更があった時に報告すること。
- ⑤ 設備の保守及び管理については、可能な限り松江市内の事業者を起用するよう努めること。
- ⑥ 設備の保守及び管理は、諸法令に従って保安規程及び年間点検計画等を策定し、適正に履行することとし、問題が発生した場合には、その状況及び対応を甲及び丙に対し通知すること。

第10条 事業地内への視察等

事業地内への視察等について、協定書第6条に定められている場合以外の場合にあっては次に定めるところによるものとする。

いずれの場合にあって、乙は視察者に対し必要に応じて同行し、又は安全に関する注意説明を行い、その安全確保に十分配慮するものとする。

(1) 発電所の建設中

原則としてゴルフ場内残置物の解体・排出完了時、太陽光パネルの設置工事時、及び太陽光発電所の完工時の計3回、乙の安全に関する指示のもと乙の指定した日時に視察を実施する。

(2) 発電所の商業運転開始後

- ① 視察等希望者は、原則として視察等希望日の1か月前までに乙に対し別に定める「誓約書」を提出し、乙が適当と認めた場合に事業地内への立ち入りを行うことができるものとする。
- ② 乙は、業務に特段の支障がない限り安全に十分配慮した上で視察等を認めるものとする。

(3) 墓参による立ち入り

事業地内への墓参については、FS Japan Project41 合同会社と関係者が別途交わす協定に基づいて対応するものとする。

令和6年4月17日